

この要領は改正案であるため、今後変更はあり得る。

## 官民連携新技術研究開発事業実施要領

平成9年4月1日付9構改D第165号  
最終改正 令和4年〇月〇日付3農振第〇〇号

各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
国土交通省北海道開発局長  
北海道知事  
独立行政法人水資源機構理事長

} 殿

農林水産省農村振興局長

### 第1 事業実施手続

- 1 官民連携新技術研究開発事業実施要綱（平成9年4月1日付け9構改D第164号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第5の2、第6の2及び第7の官民連携新技術研究開発事業実施計画書の様式は、それぞれ別記様式第1号、別記様式第1号の2及び別記様式第2号のとおりとする。
- 2 要綱第3の事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、別記様式第1号、別記様式第1号の2又は別記様式第2号を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。
- 3 要綱第5の6及び第6の5の規定により事業実施計画を変更しようとするときは、別記様式第2号の2により農村振興局長に提出するものとする。
- 4 要綱第5の6の農村振興局長が別に定める種類の事業実施計画の変更は、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 研究開発項目の追加又は廃止
  - (2) 事業実施主体の構成の変更
  - (3) 補助事業に要する経費の30%を超える増減
  - (4) 別記様式第1号による事業実施計画書の3の経費の配分に区分されている(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
  - (5) 別記様式第1号による事業実施計画書の3の経費の配分に区分されている(1)のAからウまで、(2)のA及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
- 5 要綱第6の5の農村振興局長が別に定める種類の事業実施計画の変更は、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 研究開発項目の追加又は廃止
  - (2) 事業実施主体の構成の変更
  - (3) 補助事業に要する経費の30%を超える増減

### 第2 農業農村整備事業で行う実証試験に係る工事の手続

- 1 要綱第3の1の事業実施主体は、実証試験に係る工事を農業農村整備事業で行う必要がある

ときは、別記様式第3号の官民連携新技術研究開発事業実証試験実施計画書を、当該農業農村整備事業が国営事業の場合にあつては地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）、都道府県営事業の場合にあつては都道府県知事、独立行政法人水資源機構営事業にあつては独立行政法人水資源機構理事長へ、実証試験に係る工事を希望する年度の前年度の10月末日までに提出するものとする。

2 地方農政局長等、都道府県知事又は独立行政法人水資源機構理事長は、1の規定により別記様式第3号の提出があつたときは、審査の上、当該農業農村整備事業の実施に効果が見込まれ、実証試験に係る工事を農業農村整備事業で実施することが適当であると認めるときは、事業実施主体に認定の通知を行うものとする。

### 第3 補助対象経費

この事業の補助対象となる経費は以下のとおりとする。

#### (1) 新技術研究開発

- ① 新技術の研究開発に係る研究員費、施設・備品費、試験研究費等
- ② 実証試験に係る工事のうち測定機器設置に要する経費等
- ③ 実証試験工事により造成した施設等の機能監視に要する経費

#### (2) 利活用促進対策

- 1) 賃金
- 2) 報償費
- 3) 旅費
- 4) 需用費
- 5) 役務費
- 6) 委託料
- 7) 使用料及び賃借料
- 8) 備品購入費
- 9) 給料、職員手当等
- 10) 共済費
- 11) 補償費
- 12) 資材購入費
- 13) 機械賃料

#### (3) 新技術研究開発（特定課題）

- 1) 賃金
- 2) 報償費
- 3) 旅費
- 4) 需用費
- 5) 役務費
- 6) 委託料
- 7) 使用料及び賃借料
- 8) 備品購入費
- 9) 給料、職員手当等
- 10) 共済費
- 11) 補償費
- 12) 資材購入費
- 13) 機械賃料
- 14) 調査設計費

15) 工事費

16) 設備費

#### 第4 成果報告書の提出

- 1 要綱第8の1の官民連携新技術研究開発事業成果報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。
- 2 要綱第3の事業実施主体は、別記様式第4号を、この事業の実施に係る各年度の翌年度5月末までに農村振興局長に提出するものとする。

#### 第5 事業の着手

- 1 事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、その理由を明記した別記様式第5号の官民連携新技術研究開発事業交付決定前着手届を農村振興局長に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、補助金の交付申請書及び実績報告書に、着手した年月日を記載するものとする。

#### 第6 事業収益状況の報告

事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業実施年度及び事業実施年度の翌年度以降の5年間、毎年、別記様式第6号により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に農村振興局長に提出するものとする。

#### 第7 収益納付

- 1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の額を限度として、以下により算定した額を国庫に納付するものとする。

- (1) 本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{企業化に係る総費用}) \times \text{企業化利用割合} - \text{前年度までの納付額}$$

ア 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

ウ 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

- (2) 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{補助事業に関連して支出された技術実証費総額}) - \text{前年度までの納付額}$$

ア 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

イ 式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術実証費の合計額をいう。

2 収益納付すべき期間は、補助事業が終了した翌年度から起算して5年間とする。

3 収益納付の期限は、国が納付を命じた日から20日以内とする。

## 第8 その他

事業実施主体は、事業を中止しようとするときは、あらかじめ農村振興局長の承認を受けるものとする。

附則（平成28年4月1日付け27農振第1936号）

第6及び第7の規定は、平成28年度以降に実施する事業実施計画書の認定又は選定（計画変更を除く。）を受ける事業から適用する。

附則（平成29年3月31日付け28農振第2093号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第1の1関係）

〇〇年度官民連携新技術研究開発事業実施計画書（新技術研究開発）

年月日

農林水産省農村振興局長 殿

新技術研究開発組合代表者

所在地

団体名

代表者名

〇〇年度において、下記のとおり官民連携新技術研究開発事業（新技術研究開発）を実施したいので、官民連携新技術研究開発事業実施要綱（平成9年4月1日付け9構改D第164号農林水産事務次官依命通知）第5の2の規定に基づき提出する。

記

1 研究開発概要

- (1) 研究開発課題名
- (2) 事業の目的
- (3) 事業の効果
- (4) 事業実施主体を構成する民間企業及び試験研究機関の名称及び研究員の氏名（研究員の略歴を添付すること。）

2 事業の内容及び計画

- (1) 研究開発の内容
- (2) 基礎となる試験研究等の概要及び研究開発における技術的問題点と対応策
- (3) 試験研究機関と事業実施主体及び事業実施主体内の役割分担及び経費分担（試験研究機関が分担する研究に係る経費を除く。）
- (4) 研究開発の年度計画（具体的な内容の別に年度計画を示すこと。）
- (5) 実証試験計画（時期、場所、内容等を記載すること。）

### 3 経費の配分及び負担区分

区 分		○年度	○年度	○年度	合 計	備考
		円	円	円	円	
(1) 研究開発費						
ア 研究員費						
イ 施設・備品費						
ウ 試験研究費						
(2) 実証試験費						
ア 実証試験工事費						
イ 機能監視費						
合計	補助事業に要する経費					
	上記の 負担区分	国庫補助金				
		自己資金				

(注) 1 研究員費とは、研究に従事するもの（役員を除く。）の研究時間に対する経費をいう。

2 施設・備品費とは、機械・装置若しくは工具・器具・備品の購入、外注加工、試作、改良、据付け、修繕又は保守に要する経費をいう。

3 試験研究費とは、他の項目に属さない経費のうち、旅費、原材料費、副資材費、依頼分析費、消耗品費、賃金等をいう。

4 実証試験工事費とは、実証試験に係る工事のうち測定機器設置に要する経費をいう。

5 機能監視費とは、実証試験に係る工事により造成した施設等の機能監視に要する経費をいう。

### 4 事業完了予定年月日

(注) 各年度の事業完了ではなく、認定を受けようとする事業全体にかかる完了の年月日を記載すること。

(注) 添付書類のうち研究員の略歴について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

〇〇年度官民連携新技術研究開発事業特定課題実施計画書

年月日

農林水産省農村振興局長 殿

新技術研究開発組合代表者

所在地

団体名

代表者名

〇〇年度において、下記のとおり官民連携新技術研究開発事業（新技術研究開発（特定課題））を実施したいので、官民連携新技術研究開発事業実施要領（平成9年4月1日付9構改D第165号農林水産省農村振興局長通知）第1の2の規定に基づき提出する。

記

- 1 事業目的
- 2 事業実施主体を構成する民間企業の名称及び研究員の氏名（研究員の略歴を添付すること）
- 3 事業の内容

区 分	事業の内容	備 考
(1) 研究開発の項目及び内容 (2) 事業実施計画 (3) 事業実施手法 (4) 事業実施体制		

4 経費の区分

区 分	補助事業に要する 経費	補助金の額		積算内訳
		国庫補助金	その他	
新技術研究開発（特定 課題）経費	円	円	円	円
計				

（注）新技術研究開発（特定課題）経費とは、実施要領第3の（1）に該当する経費をいう。

5 事業完了予定年月日

（注）添付書類のうち研究員の略歴について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

〇〇年度官民連携新技術研究開発事業実施計画書（利活用促進対策）

年月日

農林水産省農村振興局長 殿

新技術研究開発組合代表者

所在地

団体名

代表者名

〇〇年度において、下記のとおり官民連携新技術研究開発事業（利活用促進対策）を実施したいので、官民連携新技術研究開発事業実施要領（平成9年4月1日付9構改D第165号農林水産省農村振興局長通知）第1の2の規定に基づき提出する。

記

1 事業目的

2 事業の内容

区 分	事業の内容	備 考

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費	国庫補助金	積算基礎
利活用促進対策経費	円	円	
計			

(注)利活用促進対策経費とは、実施要領第3の(2)に該当する経費をいう。

4 事業完了予定年月日



別記様式第2号の2（第1の3関係）

〇〇年度官民連携新技術研究開発事業実施計画変更承認申請書（新技術研究開発）（新技術研究開発（特定課題））

年月日

農林水産省農村振興局長 殿

新技術研究開発組合代表者

所在地

団体名

代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号で認定を受けた官民連携新技術研究開発事業（新技術研究開発）（新技術研究開発（特定課題））について、下記のとおり変更したいので、官民連携新技術研究開発事業実施要領（平成9年4月1日付9構改D第165号農林水産省農村振興局長通知）第1の3の規定に基づき提出する。

記

- （注）1 要綱第5の6に基づき、実施計画変更承認申請書を提出する場合は、別記様式第1号の様式を用いるものとする。その場合には、変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。
- 2 要綱第6の5に基づき、実施計画変更承認申請書を提出する場合は、「（新技術研究開発）」を「（新技術研究開発（特定課題））」に置き換え、別記様式第8号の様式を用いるものとする。その場合には、変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。

〇〇年度官民連携新技術研究開発事業実証試験実施計画書

年月日

地方農政局長等

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

殿

独立行政法人水資源機構理事長

新技術研究開発組合代表者

所在地

団体名

代表者名

〇〇年度において、下記のとおり官民連携新技術研究開発事業の実証試験を希望するので、官民連携新技術研究開発事業実施要領（平成9年4月1日付9構改D第165号農林水産省農村振興局長通知）第2の規定に基づき提出する。

記

- 1 実証試験を希望する事業名、地区名
- 2 研究開発概要
  - (1) 研究開発課題名
  - (2) 事業目的及び効果
  - (3) 研究開発の内容
  - (4) 研究開発の年度計画（具体的な内容の別に年度計画を示すこと。）
- 3 実証試験計画
  - (1) 実証試験の目的
  - (2) 当該地区で実証試験を希望する理由
  - (3) 実証試験の内容及び希望時期
  - (4) 実証試験に係る工事の施工方法等（工事を伴う場合に限る。）

（注）適宜、関係図面等を添付すること。

なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第4関係）

〇〇年度官民連携新技術研究開発事業成果報告書（新技術研究開発）（新技術研究開発（特定課題））

年月日

農林水産省農村振興局長 殿

新技術研究開発組合代表者

所在地

団体名

代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号で認定を受けた官民連携新技術研究開発事業（新技術研究開発）（新技術研究開発（特定課題））について、官民連携新技術研究開発事業実施要領（平成9年4月1日付9構改D第165号農林水産省農村振興局長通知）第4の2の規定に基づき、事業の成果を下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の要旨
- 2 事業の背景
- 3 事業の実施方法
- 4 事業の結果及び考察
- 5 今後の問題点

（注）要綱第2の（3）の事業に係る事業成果報告書を提出する場合は、「（新技術研究開発）」を「（新技術研究開発（特定課題））」に置き換えること。

別記様式第5号（第5関係）

〇〇年度官民連携新技術研究開発事業交付決定前着手届

年月日

農林水産省農村振興局長 殿

新技術研究開発組合代表者

所在地

団体名

代表者名

官民連携新技術研究開発事業実施要領（平成9年4月1日付9構改D第165号農林水産省農村振興局長通知）第5の規定に基づき、事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 交付金交付指令を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から交付金交付指令を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業の内容	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

〇〇年度官民連携新技術研究開発事業収益状況報告書

年月日

農林水産省農村振興局長 殿

新技術研究開発組合代表者

所在地

団体名

代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇農振第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった官民連携新技術研究開発事業に関する〇〇年度の収益の状況について、官民連携新技術研究開発事業実施要領（平成9年4月1日付9構改D第165号農林水産省農村振興局長通知）第6の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

1 研究開発課題名

2 補助金の確定額 円

3 補助事業の成果の企業化による収益 円

4 企業化に係る総費用 円

5 企業化事業利用割合

--

6 補助事業に係る特許権等の譲渡又は利用する権利の設定等による収益  
項目名 ( ) 円

7 補助事業に関連して支出した技術実証費の総額 円

(注) 収益計算書を添付すること。